

理由

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関税定率法施行令等の規定を整備するほか、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定及び税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るための輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加等の措置を講ずる必要があるからである。